

神戸市市民活動補償制度実施要綱

平成29年4月1日市長決定

(目的)

第1条 この要綱は、市民活動の従事者がその活動中の事故により、他人の生命、身体若しくは財物等に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合、又は傷害等を負い、医師による治療を要する状態になった場合に、これを補償することにより、市民の社会奉仕活動及び市民の市政参加の円滑な推進を図り、もって市民主体の都市づくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「公共的団体」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、ふれあいのまちづくり協議会、まちの美緑花ボランティア等、地域を基盤として設立され、主に地域住民を構成員として市内に活動の本拠地を置いて、継続的・計画的に公共的活動を行っている団体等

(2) 前号の各地域団体を構成団体とする連合体

(3) 前各号に掲げるもののほか、市民活動を行う団体で、市長の認めたもの

2 この要綱において「市民活動」とは、別表の活動を指し、公共的団体が日本国内において実施する事業に市民が従事する活動をいう。

3 この要綱において「無報酬」とは、労働の対価として金品を受けないことをいう。ただし、実費弁償程度の支給は、無報酬とみなす。

4 この要綱において「責任者」とは、公共的団体にあつては、当該団体の長等をいう。

5 この要綱において「従事者」とは、公共的団体の責任者の管理下において無報酬で市民活動に従事する者であつて、市に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。

6 この要綱において「市民活動中」とは、市民活動に従事している時間をいう。

(保険契約による運用)

第3条 補償金の給付制度は、市が損害保険会社（以下「保険会社」という。）と締結する保険契約により運用する。

(補償対象者)

第4条 本制度の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たした者とする。

(1) 活動が公共的団体の責任者の管理下で行われること。

(2) 活動内容が別表に掲げるものであること。

(3) 無報酬であること。

(4) 従事者が市内に在住、在勤又は在学していること。

(補償対象事故)

第5条 本制度の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 賠償責任事故 市民活動中に責任者等の軽過失により、参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、責任者等が法律上の賠償責任を負う事故をいう。
- (2) 傷害事故 市民活動中（市民活動を行う場所と居住地との往復経路を含む。次号において同じ。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、従事者が死亡又は負傷した事故（熱中症（熱射病・日射病）及び細菌性・ウイルス性食中毒（以下「熱中症等」という。）を含む）をいう。

（適用除外）

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、本制度の対象としない。

(1) 賠償責任事故

- ア 責任者等の故意により発生した事故
- イ 戦争、外国の武力行使、暴動、労働争議、政治的社会的騒じょうによる事故
- ウ 自然災害に起因する事故（救助活動含む）
- エ 責任者等と同居の親族に対する事故
- オ 公共的団体等若しくは従事者等が所有し、使用し、管理する車両又は動物による事故
- カ 施設の建設・改築・改造・修理等の工事による事故
- キ 狩猟による事故
- ク 神輿・山車等の疾走やご神体等のすべり落しなど、危険な行為に起因する事故

(2) 傷害事故

- ア 従事者等の故意又は重大な過失により発生した事故
 - イ 戦争、外国の武力行使、暴動、労働争議、政治的社会的騒じょうによる事故
 - ウ 自然災害に起因する事故（救助活動含む）
 - エ 従事者等の自殺行為・犯罪行為又は闘争行為による事故
 - オ 従事者等の内的要因による事故
 - カ ムチウチ症や腰痛等の医学的他覚所見のないもの
 - キ 従事者等の無資格運転や酒酔い運転、薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間の事故
 - ク 神輿・山車等の疾走やご神体等のすべり落しなど、危険な行為に起因する事故
- (3) 前各号に掲げるもののほか、政治・宗教・営利を目的とした活動等、第3条に規定する保険契約に係る保険約款において免責とされる事故

（賠償責任事故に係る補償金の種類及び限度額）

第7条 賠償責任事故の補償の限度額は、損害賠償金及び保険会社が認めた費用につき、次に掲げる額を限度とする。

- (1) 身体賠償 1人につき1億円、1事故につき5億円
- (2) 財物賠償 1事故につき1,000万円
- (3) 保管者賠償 1事故につき500万円

2 前項に規定する損害賠償金及び保険会社が認めた費用とは、次に掲げる費用をいう。

- (1) 被害者に係る治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業補償、葬儀料、死亡による逸失利益、慰謝料、財物の修理代等の損害賠償金

- (2) 保険会社の承諾を得て支出した訴訟、仲裁、和解又は調停に係る費用
- (3) 損害の防止又は軽減のための有益な処置費用

(傷害事故に係る補償金の種類及び限度額)

第8条 傷害事故にかかる補償の限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡補償 従事者が市民活動中に発生した傷害事故を原因として当該事故の日から180日以内に死亡した場合は、その者の法定相続人に対し500万円を給付するものとする。
- (2) 後遺障害補償 従事者が市民活動中に発生した傷害事故を原因として当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じた場合は、その者に対し500万円を限度として、障害の程度により保険約款に定める区分に応じ給付するものとする。
- (3) 入院補償 従事者が市民活動中に発生した傷害事故を原因として生活機能又は業務能力の滅失をきたし、治療のため入院をした場合は、その者に対し当該事故の日から180日を限度として、入院日数1日につき3,000円を給付するものとする。
- (4) 手術補償 入院補償が給付される場合に、その治療のため手術を受けたときは、第3条の保険契約に定める額を給付するものとする。
- (5) 通院補償 従事者が市民活動中に発生した傷害事故を原因として生活機能又は業務機能の減少をきたし、治療のため通院をした場合は、その者に対し当該事故の日から180日までの間において90日分を限度として、通院日数1日につき2,000円を給付するものとする。

(事故の報告)

第9条 市民活動中に事故が発生したときは、当該市民活動の責任者は、その原因となった事故の日から30日以内に市民活動事故発生状況報告書兼事故証明書（様式第1号）、その他市長が必要と認める書類を市長に提出するものとする。

(判定)

第10条 市長は、前条の市民活動事故発生状況報告書兼事故証明書が提出されたときは、補償対象であるかどうかを保険会社と協議し、保険会社は、協議を踏まえて補償対象であるかどうかを判定し、その結果を書面により市長に通知する。

- 2 市長は、前項の判定の結果を市民活動補償金給付対象認定・不認定通知書（様式第2号）により、賠償責任補償の場合は様式第1号の責任者に、傷害補償の場合は様式第1号の責任者及び負傷者又は死亡した者の法定相続人に、通知するものとする。

(補償金の請求)

第11条 前条第2項の認定の通知を受けた法律上の賠償責任を負った者、傷害若しくは後遺障害を受けた者、又は死亡した者の法定相続人は、補償金の請求をすることができる。

- 2 前項の請求は、保険会社が必要とする書類を、次に掲げる日から30日以内に市長に提出して行うものとする。

- (1) 賠償責任補償金にあつては、賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法的な解決を終えた日
 - (2) 傷害補償金にあつては、傷害が全治した日（事故の日から180日以内に全治しないときは、180日を超えるその日）
 - (3) 後遺障害補償金にあつては、後遺障害が確定した日（事故の日から180日以内に確定しないときは、180日を超えるその日）
 - (4) 死亡補償金にあつては、前条第2項の通知を受けた日
- 3 市長は、前項の規定による書類の提出があつたときは、その内容を確認し、保険会社へ提出するものとする。

（給付決定）

- 第12条 保険会社は、補償金の請求を受けたときは、その内容を審査し、償金の額を確定し、請求者に通知するものとする。
- 2 保険会社は、前項の規定により通知したときは、遅滞なく市長にその旨を通知するものとする。

（補償金の給付）

- 第13条 保険会社は、前条第1項の通知をしたときは、その日を含めて30日以内に、補償金を請求者に給付するものとする。

（補償金の返還）

- 第14条 市長は、虚偽その他不正な手段により補償金の給付を受けた者があるときは、給付を受けた額に相当する額をその者から返還させるものとする。

（補則）

- 第15条 補償金の給付に関して、この要綱に定めのないものについては、保険会社の保険約款を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- （神戸市市民活動傷害等見舞金給付要綱、神戸市市民活動傷害等見舞金給付要綱実施要領、神戸市市民活動傷害等見舞金給付制度運営委員会要領の廃止）
- 2 神戸市市民活動傷害等見舞金給付要綱、神戸市市民活動傷害等見舞金給付要綱実施要領、神戸市市民活動傷害等見舞金給付制度運営委員会要領は廃止する。
- 3 なお、昭和62年3月1日から平成29年3月31日の間に生じた事故については、神戸市市民活動傷害等見舞金給付要綱を適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前要綱第 9 条の規定により様式第 1 号の提出が完了している事故にかかる手続きについては、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

	区 分	対 象 活 動
1	生活環境に関する活動	防災活動 防火活動 防犯活動 交通安全活動 保健衛生活動
2	自然環境に関する活動	公園の環境整備運動 河川の環境整備運動 道路の環境整備運動 クリーン活動 集団資源回収活動 地球環境を守る活動（減量化・分別化）
3	社会福祉に関する活動	高齢者の福祉のための活動 障害者の福祉のための活動 児童の福祉のための活動 母子・子育て支援のための活動 社会福祉施設への協力活動
4	青少年育成に関する活動	青少年の自立支援活動 青少年の安全・安心のための活動
5	社会教育・文化スポーツ・国際交流に関する活動	社会教育活動 文化振興活動 スポーツ振興活動 国際交流活動
6	その他市民活動補償制度を適用することが妥当と判断される活動	